

設 計 書

県単急傾斜地 崩壊対策事業	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令 和 7 年 月 日						工 事 概 要	延長 L=23.5m 土 工 法面保護工 仮 設 工 1式 145m2 1式				
工 事 番 号	第 号											
河 川 名 路 線 名												
施 行 位 置	阿久根市 脇本 地内											
工 事 名	令和7年度 塩屋浦地区県単急傾斜地崩壊対策工事											
工 期	150日間	施 行 方 法	直 営 ・ 請 負									
支 出 科 目	年 度	会 計	款		項	目	節					
	区 分		金 額			摘 要						
	設 計 額		円									
其 の 他	急傾斜地の崩壊防止を図るため、防護工事を実施するものである。											

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 円 消費税 相当額 円
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

工 事 設 計 書			
設計書総括情報			
事 務 所 名	阿久根市		
設 計 書 名	実施設計書		
事 業 名			
積算総括情報			
諸 経 費 体 系	A 公共		
適用単価区分	1 実施単価		
単価適用地区	31 北薩③		
単 価 適 用 日	0 令和 7年 7月 1日		
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】		【 前 世 代 】
前払率 (%)	4 0 %		
工種	0 7 砂防・地滑り等		
施工地域	0 9 補正無し		
現場環境改善費	0 7 計上無し		
消費税税率	0 4 消費税税率：1 0 %		
契約保証	0 1 金銭的保証を要す		

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
斜面对策 レベル 1							Y29000000
				式			
フィット筋工法							Y290100000
掘削工 レベル 3							Y29010100
				式			
掘削 (土砂)							Y29010101
				式			
土砂掘削 (現場制約あり)							SQZ001 0
		1	m 3				施工内訳0-0001号表
人力運搬 (積込み～運搬～取卸し) 換算距離20m超40m以下							SQZ018 0
		1	m3				施工内訳0-0002号表
土砂運搬 (小規模) 運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し 積込 : バックホウ山積0.28m3 (平積0.2m3)							SQZ002 0
		1	m3				施工内訳0-0003号表
*処分費 (直工内) *							#0042

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	建設発生土受入料					F0013 0
		1	m3			
法面工	レベル 3					Y290B0100
			式			
	切土部法面整形 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 現場制約有り					SQZ029 0
		145	m ²			施工内訳0-0004号表
	高強度侵食防止マット敷設 侵食防止マット(種子配合)+シオクリット(W196)					V0001 0
		145	m2			施工内訳0-0005号表
	鉄筋直打ち工(ジャックハンマー) D19 L=2.0m					V0002 0
		87	本			施工内訳0-0006号表
	ベルトフレーム設置 W=120					V0003 0
		124	m			施工内訳0-0013号表
	スパイラル杭設置 礫質土・軟岩 1=250					V0004 0
		507	本			施工内訳0-0015号表
	ホールディングバー設置 人力施工箇所					V0005 0
		99	m			施工内訳0-0016号表
仮設工	レベル 2					Y291A0000
			式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ワン合板 12mm×910mm×1820mm 2類					W0011
	2	枚			
ダンプトラック運搬（伐木・除根） 運搬距離（7.6）km D. T 2 t 積					S2585 0
	1	台			施工内訳0-0018号表
処分費（直工内）					#0042
産業廃棄物受入料 産業廃棄物木くず 産業廃棄物税上乗せ相当額を含む C=14000					S9910 0 *
	0.2	t			施工内訳0-0020号表
直接工事費					
共通仮設費（ 率分）					
		式			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
		式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0006

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
＊＊現場管理費計＊＊						
＊＊工事原価＊＊						
一般管理費						
契約保証費			式			
＊＊一般管理費等計＊＊			式			
＊＊工事価格＊＊						
消費税相当額			式			
＊＊請負工事費＊＊						
工事価格計						

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0007

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
消費税相当額計							
				式			
請負工事費計							

土砂掘削（現場制約あり）

SQZ001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比： 標準単価：¹

m 3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=1 土砂 I=1 II-1-②-7			B=4 現場制約あり		

人力運搬（積込み～運搬～取卸し）
換算距離20m超40m以下
機械構成比：

SQZ018

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：
1

m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=2 20m超40m以下			B=1 II-1-④-2		

土砂運搬(小規模)
運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し
機械構成比: 労務構成比:

SQZ002
積込: バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)
材料構成比:

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

1
m3 当り
標準単価:

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 4 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費 (良好) を含む		M1004P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

土砂運搬(小規模)
運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し
機械構成比: 労務構成比:

SQZ002
積込: バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)
材料構成比:

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

代 表 機 労 材 規 格		構 成 比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)		単 価 (東京地区)	備 考
A=2	小規模			B=5	バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)		
C=1	土砂(岩塊・玉石混り土含む)			D=1	無し		
E=46	10.0km超13.0km以下			G=1	Ⅱ-1-②-13		

切土部法面整形
ㄟ質土、砂及び砂質土、粘性土
機械構成比：

SQZ029
現場制約有り

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0004号表

1
標準単価： m² 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=2 切土部 D=2 ㄟ質土、砂及び砂質土、粘性土			C=1 有り E=1 II-2-①-4		

高強度侵食防止マット敷設
侵食防止マット(種子配合)+ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ(W196)

V0001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0005号表

100 m2 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1	人			R2500 1
法面工	2	人			R0500 1
普通作業員	1	人			R0200 1
法面植生材 ﾌﾟﾗﾝﾄﾞ品 多機能フィルター(養生マット) MF-45R-0 幅1×長25m ポリエステル製	126	m2			W0001
二軸延伸ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ ﾃﾝｻｰFT1 W196cm	160	m2			F0001
芝目串 長さ15cm 2000本入り 竹製	0.192	袋			F0002
Cリング	6,666.67	発			F0003
諸雑費	10	%			#01
*** 合 計 ***	100	m2			
*** 単位当り計 ***	1	m2			

鉄筋直打ち工(ジャックハンマー)
D19 L=2.0m

V0002

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0006号表

頁0-0014

1 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ソイルネイル打込 人力 礫質土・軟岩	2	m			V0006 施工内訳0-0007号表
ソイルネイル頭部処理 打込	1	箇所			V0012 施工内訳0-0011号表
ねじ節棒鋼 D19(SD34)メッキ	2	m			F0004
硬質塩ビ管 (VP75) JIS K6741	0.15	m			T0040
硬質ポリ塩化ビニル管 水道管 (VP:JIS K 6742) 25mm×32mm×3.5mm 4m/本	0.5	m			F0015
球面ナット D19 メッキ	1	個			F0008
フックホルダー シングル用 メッキ	1	個			F0012
モルタル練工 1:2セメント(袋) 普通ポルトランド 25kg入 砂 細目 (洗い)	0.001	m3			V0013 施工内訳0-0012号表
*** 単位当り計 ***	1	本			

ソイルネイル打込
人力 礫質土・軟岩

V0006

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0007号表

100 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.83	人			R2500 1
法面工	1.67	人			R0500 1
普通作業員	1.67	人			R0200 1
ウインチ（賃貸） ベビーウインチ 吊上荷重 ～200kg	1.95	基・日			W0002
打込機損料 ガソリン付空圧ドリフト YLD-90AD	1.6	日			F0007
空気圧縮機（賃料/1日当り） [エンジンコンプレッサ] 吐出量5.0m3/min 排出ガス対策	1.6	日			V0010 施工内訳0-0008号表
発動発電機（賃料/1日当り） [ガソリン発電機] 出力2kVA	1.6	日			V0008 施工内訳0-0009号表
打込機損耗費	100	m			V0011 施工内訳0-0010号表
諸雑費	25	%			#01
*** 合 計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

空気圧縮機（賃料/1日当り）
[エンジンコンプレッサ] 吐出量5.0m3/min

V0010
排出ガス対策

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0008号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油	43	L			T0002
空気圧縮機賃料 可搬式エンジン掛，5.0m3／min	1	日			T0304
*** 単位当り計 ***	1	日			

発動発電機（賃料/1日当り）
[ガソリン発電機] 出力2kVA

V0008

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0009号表

1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガソリン	8	L			T0001
発動発電機賃料 ガソリンエンジン駆動，2.0kVA	1	日			T0341
*** 単位当り計 ***	1	日			

打込機損耗費

V0011

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0010号表

頁0-0018

100 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ピット・ロッド（さく岩機用）	0.4	本			F0011
*** 合 計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

ソイルネット頭部処理
打込

V0012

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0011号表

100

箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	5	人			R2500 1
法面工	10	人			R0500 1
普通作業員	10	人			R0200 1
諸雑費	3	%			#01
*** 合 計 ***	100	箇所			
*** 単位当り計 ***	1	箇所			

モルタル練工
1:2セメント(袋) 普通ポルトランドセメント25kg入

V0013
砂 細目 (洗い)

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0012号表

1 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員	1.625	人			R0200
普通ポルトランドセメント(バラ物)	0.72	t			T0802
C o 用砂 (小口) 荒目・細目 (洗い)	0.95	m 3			T0501
*** 単位当り計 ***	1	m3			

ヘルムフレーム設置
W=120

V0003

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0013号表

100 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1	人			R2500 1
法面工	2	人			R0500 1
普通作業員	1	人			R0200 1
ヘルムフレーム作成 W=120	24	本			V0007 施工内訳0-0014号表
諸雑費	25	%			#01
*** 合 計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

ベルトフレーム作成
W=120

V0007

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0014号表

100 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.63	人			R2500 1
特殊作業員	1.25	人			R0100 1
普通作業員	1.25	人			R0200 1
丸鋼 φ 10mm L=5.0m	100	本			F0009
ポリエチレン管 一般用 1種(軟質) 呼び径13mm JIS K 6761	500	m			W0003
諸雑費	10	%			#01
*** 合 計 ***	100	本			
*** 単位当り計 ***	1	本			

スパイラル杭設置
礫質土・軟岩 L=250

V0004

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0015号表

100 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	0.48	人			R2500 1
法面工	0.95	人			R0500 1
普通作業員	0.48	人			R0200 1
電動ドリル賃料 φ18	1.9	日			F0005
発動発電機（賃料/1日当り） [ガソリン発電機] 出力2kVA	0.95	日			V0008 施工内訳0-0009号表
スパイラル杭 L=250	120	本			F0006
諸雑費	25	%			#01
*** 合 計 ***	100	本			
*** 単位当り計 ***	1	本			

ホールディングバー設置
人力施工箇所

V0005

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0016号表

100 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1.9	人			R2500 1
法面工	3.81	人			R0500 1
普通作業員	1.9	人			R0200 1
ホールディングバー作成 ネジ節棒鋼D19+ボリエチレンパイプφ25	120	m			V0009 施工内訳0-0017号表
諸雑費	25	%			#01
*** 合 計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

ホールディングバー作成
ネジ 節棒鋼D19+ポリエチレンパイプ φ25

V0009

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0017号表

100 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員	3	人			R0200 1
ポリエチレン管 一般用 1種(軟質) 呼び径25mm JIS K 6761	105	m			W0004
ネジ 節棒鋼 D19(SD34)メッキ	100	m			F0004
カプラー D19用 メッキ	20	個			F0010
諸雑費	25	%			#01
*** 合 計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック 運転費 2 t 積級	0.80	h			S0010 施工内訳0-0019号表
*** 単位当り計 ***	1	台			
A=1 D. T 2 t 積 C=4.8 運搬状況による係数（β） E=1 参-共-11			B=7.6 運搬距離（片道：k m） D=1 良好な作業		

ダンプトラック 運転費
2 t 積級

S0010

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0019号表

頁0-0027

1 h 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2 t 積級	1	時間			M1002
ダンプトラックタイヤ損耗費 2～3t積級 良好	1	時間			MS020
軽油	3.500	L			T0002
運転手（一般）	0.17	人			R1500
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	h			
A=1 2 t 積級 C=1 良好（舗装道）			B=11 補正なし D=4 潮待割増なし		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物受入料	1.00	t			
*** 単位当り計 ***	1	t			
A=5 産業廃棄物木くず C= 受入料金（円／単位）			B=2 t 当り		

入力データ一覧表

頁0-0029

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
X1000	＊＊本工事費＊＊			
Y29000000	斜面对策 レベル1	式		
Y290100000	フィット筋工法			
Y29010100	掘削工 レベル3	式		
Y29010101	掘削（土砂）	式		
SQZ001	土砂掘削（現場制約あり）	1 m3		A=1, B=4, I=1 A=土砂, B=現場制約あり, I=Ⅱ-1-②-7
SQZ018	人力運搬（積み込み～運搬～取卸し） 換算距離20m超40m以下	1 m3		A=2, B=1 A=20m超40m以下, B=Ⅱ-1-④-2
SQZ002	土砂運搬（小規模） 運搬距離10.0km超13.0km以下, DID無し	1 m3		A=2, B=5, C=1, D=1, E=46, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m3（平積0.2m3）, C=土砂（岩塊・玉石混り 土含む）, D=無し, E=10.0km超13.0km以下, G=Ⅱ-1-②-13
#0042	＊処分費（直工内）＊			
F0013	建設発生土受入料	1 m3		
Y290B0100	法面工 レベル3	式		
SQZ029	切土部法面整形 れき質土、砂及び砂質土、粘性土	145 m ²		A=2, C=1, D=2, E=1 A=切土部, C=有り, D=れき質土、砂及び砂質土、粘性土, E=Ⅱ-2-①-4
V0001	高強度侵食防止マット敷設 侵食防止マット（種子配合）+ジオグリッド（W196）	145 m2		
V0002	鉄筋直打ち工（ジャックハンマー） D19 L=2.0m	87 本		
V0003	ベルトフレーム設置 W=120	124 m		
V0004	スパイラル杭設置 礫質土・軟岩 1=250	507 本		
V0005	ホールディングバー設置 人力施工箇所	99 m		

入力データ一覧表

頁0-0030

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
Y291A0000	仮設工 レベル 2	式		
W0011	ラワン合板 12mm×910mm×1820mm 2類	2 枚		A=2290, B=0, C= A=単価, B= 2 次製品区分, C=機労材集計区分
S2585	ダンプトラック運搬（伐木・除根） 運搬距離（7.6）km	1 台		A=1, B=7. 6, C=4. 8, D=1, E=1 A=D. T 2 t 積, B=運搬距離（片道： k m）, C=運搬状況による係 数（ β ）, D=良好な作業, E=参-共-11
#0042	* 処分費（直工内） *			
S9910	産業廃棄物受入料 産業廃棄物木くず	0. 2 t		A=5, B=2, C= A=産業廃棄物木くず, B= t 当り, C=受入料金（円／単位）
G0000	** 直接工事費 **			
Z0050	共通仮設費（率分）	式		
G1000	** 共通仮設費計 **			
G2000	** 純工事費 **			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	** 現場管理費計 **			
G4000	** 工事原価 **			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	** 一般管理費等計 **			
G4800	** 工事価格 **			
Z0038	消費税相当額	式		

入力データ一覧表

頁0-0031

[illegible]

登録単価一覧表

頁0-0032

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F0001	二軸延伸ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ ﾃﾝｻｰFT1 W196cm	m2	950				
F0002	芝目串 長さ15cm 2000本入り 竹製	袋	5,600				
F0003	Cﾘﾝｸﾞ	発	8				
F0004	ｼﾞｵ節棒鋼 D19 (SD34) ﾒｯｷ	m	1,640				
F0005	電動ﾄﾞﾘﾙ賃料 φ18	日	1,000				
F0006	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾌﾟﾗ杭 L=250	本	445				
F0007	打込機損料 ｶﾞｲﾄﾞｾﾙ付空圧ﾄﾞﾘﾌﾀ YLD-90AD	日	2,730				
F0008	球面ﾅｯﾄ D19 ﾒｯｷ	個	600				
F0009	丸鋼 φ10mm L=5.0m	本	1,700				
F0010	ｶﾌﾞﾚｰ D19用 ﾒｯｷ	個	960				
F0011	ﾋﾟｯﾄﾞ・ﾛｯﾄﾞ (さく岩機用)	本	27,780				
F0012	ﾌｯｸﾎﾙﾀﾞｰ ｼﾝｸﾞﾙ用 ﾒｯｷ	個	7,000				

登録単価一覧表

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計	集計区分
F0013	建設発生土受入料	m3	950					
F0015	硬質ポリ塩化ビニル管 水道管 (VP: JIS K 6742) 25mm×32mm×3.5mm 4m/本	m	302					

機 労 材 集 計 表

頁0-0034

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1002	191		0.8000	時間	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
2	M1004P	191		0.1100	供用日	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
3	MS020	191		0.8000	時間	ダンプトラックタイヤ損耗費	運搬・荷役機械等
4	R0100	202		0.3720	人	特殊作業員	労務単価
5	R0200	202		31.8778	人	普通作業員	労務単価
6	R0500	202		25.5742	人	法面工	労務単価
7	R1500	202		0.2260	人	運転手 (一般)	労務単価
8	R2500	202		14.4363	人	土木一般世話役	労務単価
9	T0001	221		60.8040	L	ガソリン	3-1 燃料類
10	T0002	221		125.3920	L	軽油	3-1 燃料類
11	T0040	274		13.0500	m	硬質塩ビ管 (VP75)	11-1 諸材料
12	T0304	382		2.7840	日	空気圧縮機賃料	建設機械賃料
13	T0341	382		7.6005	日	発動発電機賃料	建設機械賃料
14	T0501	227		0.0827	m ³	C o 用砂 (小口)	5-1 地域別石材類
15	T0802	213		0.0626	t	普通ポルトランドセメント (バラ物)	1-1 セメント

使用重機一覽表

頁0-0035

項番	データ コード	施 工 名 称	集 計 コード	使 用 重 機 コ ー ド
1	SQZ002	土砂運搬(小規模)		M1004P
2	S2585	ダンプトラック運搬（伐木・除根）		M1002 MS020

数量計算表

工 種	項 目		計 算 式 （上段：当初，下段：変更）	数量 上段：当初 下段：変更	設計数量 （上段：当初） （下段：変更）	単位	備 考
	種 別	細 別					
施工延長	県単急傾斜地崩壊対策工事		23. 50	23. 5	23. 5	m	
		計			23. 5	m	
【本工事】							
土工	掘削工	土砂掘削（現場制約あり）	1. 0	1. 00	1	m3	
		人力運搬（積み込み～運搬～取卸し） 換算距離20m超40m以下	1. 0	1. 00	1	m3	
		土砂運搬（小規模） 運搬距離L=11. 4km	1. 0	1. 00	1	m3	
		建設発生土受入	1. 0	1. 00	1	m3	
フィット筋工法	法面工	切土部法面整形 現場制約有り	145. 4（展開図参照）	145. 4	145	m2	
		高強度侵食防止マット敷設置 侵食防止マット（種子配合）+ジオグリッド	145. 4（展開図参照）	145. 4	145	m2	
		鉄筋直打ち工 D19 L=2. 0 人力（ジャックハンマー）	87. 0（展開図参照）	87. 0	87	本	
		ベルトフレーム設置 W=120	123. 9（展開図参照）	123. 9	124	m	
		スパイラルブラ杭設置 礫質土・軟岩 L=250	507. 0（展開図参照）	507. 0	507	本	
		ホールディングバー設置 人力施工箇所	99. 1（展開図参照）	99. 1	99	m	
		ラワン合板 12×910×1820 2類	2. 0（仮設工参照）	2. 0	2	枚	
		ダンブトラック運搬（伐木・伐根） 運搬距離7. 6km D. T2t積	1. 0	1. 0	1. 0	台	
仮設工		産業廃棄物受入料（木くず）	0. 400 × 0. 55	0. 2	0. 2	t	

積算単価根拠表

工 事 名：令和7年度 塩屋浦地区県単急傾斜地崩壊対策工事
工事場所：阿久根市 脇本 地内

公共事業設計単価
建設物価
積算資料
令和7年7月1日
令和7年7月1日
令和7年7月1日

コード 番 号	単価コード 名 称	材質 及び 規格・寸法	単位	決定単価 (円)	公共単価		建設物価		積算資料		建設機械		見積単価 (円)			見積平均価格 (円)	備 考
					(円)	P	(円)	P	(円)	P	(円)	P	A社	B社	C社		
W0001	法面植生材-ﾌﾟﾗﾝﾄﾞ品- 植生ｼｰﾄ・ﾏｯﾄ・繊維ﾈｯﾄ・侵食防止材	多機能ﾌｨﾙﾀｰ植生ﾏｯﾄ MF-45R-0 幅1×長25m ｾﾞﾚｽﾃﾙ製	m2				432										建設物価：九州①②
W0002	ｳｲﾝﾁ類 ﾍﾞｰﾋﾞｰｳｲﾝﾁ(賃貸)	吊上荷重 ～200kg	基・日				807										建設物価：九州①
W0003	ﾎﾞﾘｴｰｼﾞﾝ管 一般用ﾎﾞﾘｴｰｼﾞﾝ管(JIS K 6761)	1 種(軟質) 呼び径13mm 質量0.160kg	m						831								積算資料：九州③
W0004	ﾎﾞﾘｴｰｼﾞﾝ管 一般用ﾎﾞﾘｴｰｼﾞﾝ管(JIS K 6761)	1 種(軟質) 呼び径25mm 質量0.292kg/m	m						831								積算資料：九州③
T0304	空気圧縮機賃料	可搬式ｴﾝｼﾞﾝ掛 5.0m3/min	日		264												
T0341	発動発電機賃料	ｶﾞｰｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ駆動 2.0kVA	日		264												
T0802	普通ﾎﾞﾙﾄﾚﾝﾄﾞセメント (ﾊﾞﾗ物)		t		24												
T0501	CO用砂 (小口)	粗目・細目 (洗い)	m3		44												
W0011	ﾗﾝｸ合板	12×910×1820 2類	枚				507		615								建設物価：鹿児島③ 積算資料：鹿児島②
F0001	二軸延伸ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ	ﾃﾞﾝｻｰFT1 W196cm	m2										○	○	○		
F0002	芝目串	長さ15cm 2000本入り 竹製	袋										○	○	○		
F0003	Cﾘﾝｸﾞ		発										○	○	○		
F0004	ネジ節棒鋼	D19(SD34) メッキ	m										○	○	○		
F0005	電動ﾄﾞﾘﾙ賃料	φ18	日										○	○	○		
F0006	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾌﾞﾗ杭	L=250	本										○	○	○		
F0007	打込機損料	ｶﾞｲﾄﾞﾍﾞﾙ付空圧ﾄﾞﾘﾌﾀ YLD-90AD	日										○	○	○		
F0008	球面ﾅｯﾄ	D19 メッキ	個										○	○	○		
F0009	丸鋼	φ10mm L=5.0m	本										○	○	○		
F0010	ｶﾌﾞﾚｰ	D19用 メッキ	個										○	○	○		
F0011	ﾋﾞｯﾄ・ﾛｯﾄﾞ (さく岩機用)		本										○	○	○		
F0012	ﾌｯｸﾎﾙﾀﾞｰ	ｼﾝｸﾞﾙ用 メッキ	個										○	○	○		
F0013	建設発生土受入料	西園機動建設㈱	m3														
T0040	硬質塩ﾋﾞ管 (VP75)	JIS K6741	m		125												
F0015	硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾅｲﾙ管 水道管 (VP: JIS K 6742)	25mm×32mm×3.5mm 4m/本	m				688		813								建設物価：九州③小口 積算資料：九州③小口
S9910	産業廃棄物受入料 木くず	西園機動建設㈱	t														
T0002	軽油				38												
T0001	ｶﾞｰｿﾘﾝ				38												

特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名：令和7年度 塩屋浦地区県単急傾斜地崩壊対策工事

工事場所：阿久根市 脇本 地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等
その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (7) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (8) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が 500 万円を超える場合、請負金額の 10 分の 1 以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額 500 万円以上のものについては、請負金額の 10 分の 4 以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の 10 分の 2 以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の 10 分の 6 を超えないものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に

相当するものであること。

- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が 500 万円以上の場合、2 回まで（既に前払いがなされているときは 1 回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(工事カルテ作成、登録)

第7条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第8条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和 4 年 1 月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各 1 部の計 2 部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第9条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第10条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、

主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第11条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- （1） 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前1項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第12条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- （1） 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - （2） 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - （3） 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - （4） 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告
- 前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第13条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- （1） 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。

※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が 4,500 万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。

(現場代理人の負担軽減措置)

その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - (3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね 10 km 以内の範囲であること。
 - (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
 - (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
 - (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- 2 現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任(変更)申請書(別紙 1)」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任(変更)通知書」により、発注者に通知すること。
- なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- 3 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、請負者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(施工体制台帳の作成等について)

第14条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

(施工体系図の作成等について)

第15条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第16条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第17条 床掘及び切土

切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。監督職員の承認を受けないで、切りすぎた土量の増については、変更契約の対象にしない。

第18条 盛土及び埋戻

- 1 盛土は常に肩下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。
- 2 盛土施工中は、常に雨水等による土砂流出を起こさないよう、排水処理を考慮し施工すること。
- 3 埋戻前に漏水等がある場合は、必ず排水した後に、埋戻しをしなければならない。

第19条 コンクリート工

コンクリートは下記のとおりとする。

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所

第20条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成及び工事施工時において、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第21条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

(県産資材の優先使用について)

第22条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	備 考

第23条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場合

に掲げなければならない。

第24条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第25条 本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

(参考)

工程毎の作業内容・解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（＊）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

＊「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離

＊上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

（建設副産物の処理）

第26条 建設工事の施工により発生する指定副産物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、汚泥等、（建設発生土は除く））のうち、コンクリート殻（無筋）については 30 cm以下に小割りして盛土区間で使用すること。その他については再資源化施設へ搬出すること。また、運搬に先立っては受け入れ条件等を確認し、発注者

に報告するものとする。

2 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資 材 名	規 格	備 考

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

3 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第27条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第28条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表(別添様式1)）を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

（産業廃棄物税）

第29条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

（建設発生土の処理）

第30条 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- (1) 受入場所の名称：株式会社西園機動建設 野田地区建設発生土最終処分場
 - (2) 受入場所の所在地：出水市野田町下名 3245 外 7 筆
 - (3) 受入時間帯：8 時 00 分～17 時 00 分
 - (4) 搬出土の土質：粘性土、礫混土、シラス
 - (5) 搬出土量：1m³
 - (6) 搬出距離、時間：11.4km（片道）、約 15 分
- 2 「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて提出するとともにその内容を発注者に説明すること。
 - 3 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
 - 4 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。
 - 5 工事完成后、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録及び「建設発生土受領

書」を完成書類に含めて提出すること。

- 6 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。
- 7 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
- 8 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

(過積載等の防止)

第31条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

第3章 その他

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第32条 阿久根市が発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市(発注者)及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市(発注者)と協議を行うこと。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止)

第33条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第34条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は阿久根市ホームページから取得できる。

(法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について)

第35条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(週休2日)

第36条 本工事は、「週休2日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

(環境改善実施要領について)

第37条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記１～３の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、姶良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 0 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 0 6：大崎町

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

[illegible]

(別紙 1)

工 事 打 合 簿

発議者	☐ 発注者 ☐ 請負者		発議年月日	令和 年 月 日		
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他（ ）					
工事名				請負者名		
(内 容)						
添付図	葉、そのた添付図書 受領書１式					
処理・ 回答	発 注 者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ 変更契約の対象とするので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 ☐ その他（ ）				
	監 督 職 員	令和 年 月 日				
処 理 ・ 回 答	請 負 者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐ その他（ ）				
	現 場 代 理 人	令和 年 月 日				

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

材料使用承認願

工 事 名

請負業者名

工 期

現場代理人 印

路線（河川名）

総括監督員 印

工事箇所名

監 督 員 印

[illegible]

殿

現場代理人の兼任（変更）申請書

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請 負 金 額 (税 込 み)		
	現場代理人不在の間の の 緊 急 連 絡 先	氏 名	
	連 絡 先		
②兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請 負 金 額 (税 込 み)		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請 負 金 額 (税 込 み)		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）
○兼任する他の工事について、兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

「認定証」サンプル

第4号様式（第6条関係）

認定番号 鹿リ認第 号

かごしま認定リサイクル製品認定証

製品名：RC-40
(品目：土木建築関係製品)

製造者：株式会社

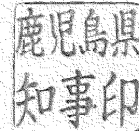
所在地

法人代表者 代表取締役

上記の製品は、かごしま認定リサイクル製品認定制度実施要綱第6条により認定された製品であることを証する。

令和元年10月7日

鹿児島県知事 三反園 訓



認定の年月日	令和元年10月7日
認定の有効期限	令和7年3月31日
製造事業所及び所在地	
製品の原材料となる産業廃棄物の種類	がれき類
配合の比率	コンクリート塊100%
審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工事共通仕様書（「第2編材料編 第2章土木工事材料 第3節骨材 2-2-3-3アスファルト舗装用骨材」及び「第3編土木工事共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工 3-2-6-3アスファルト舗装の材料」の再生碎石及び下層路盤材の適合条件）
主な用途	路盤材、基礎材、裏込材、埋戻材
その他	認定リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載

【認定制度担当部署】
鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課
(リサイクル推進係)

(受領書記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

(搬出元)

株式会社 ○〇〇建設
〇〇 〇〇 殿

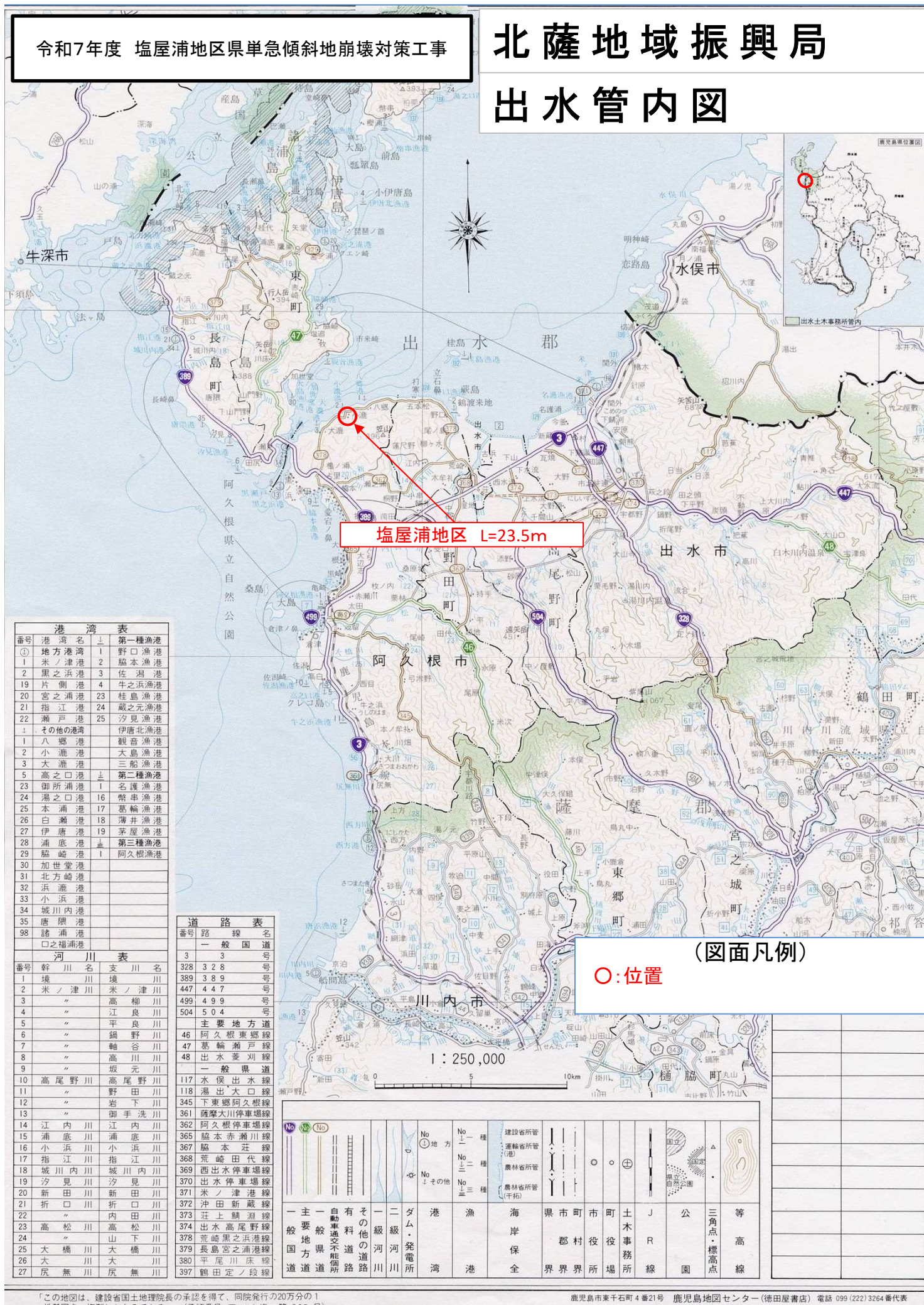
(搬出先)

●●●●●処分場
代表取締役 ●● ●●●

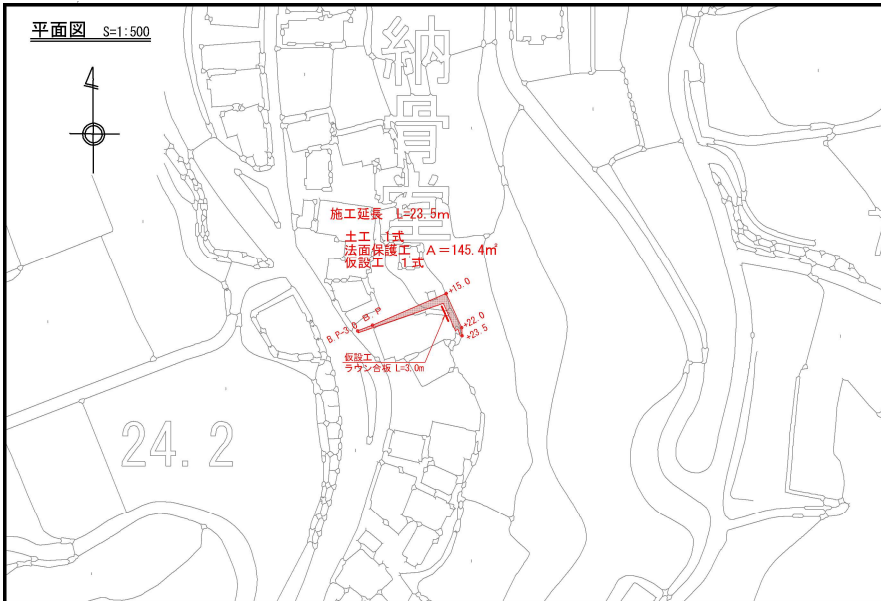
建設発生土受領書

- 搬出先の名称及び所在地 : ●●●●●処分場
鹿児島県●●●市〇〇〇町〇〇番地●地内
- 搬出先の管理者の商号, 名称 : 株式会社 ○〇〇〇〇
- 搬出元の名称及び所在地 : 道路改築工事 (●●工区)
鹿児島県●●●市〇〇〇町〇〇番地●地内
- 土砂の搬出量 : 第1種建設発生土 約〇〇,〇〇〇m³
- 搬入が完了した日 : 令和〇年〇〇月〇〇日

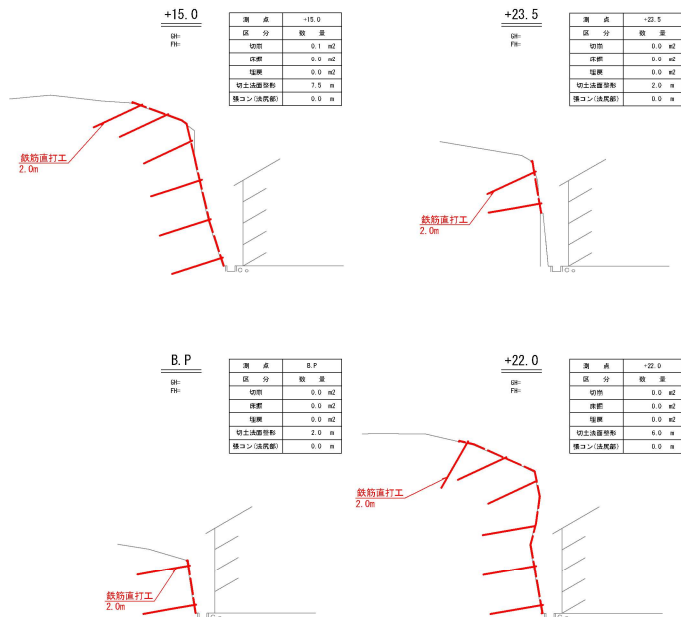
北薩地域振興局
出水管内図



平面図 S=1:500



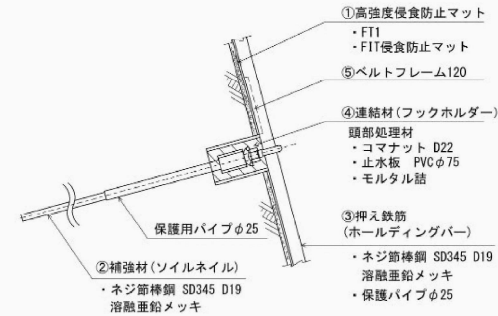
横断面 S=1:100



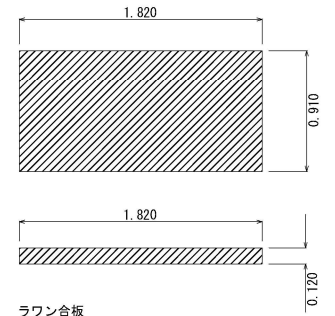
土坪 (0.0+0.1)/2×15.0+(0.1+0.0)/2×7.0=1.1m3

令和7年度 塩屋浦地区県単急傾斜地崩壊対策工事

補強材(直打ちタイプ)

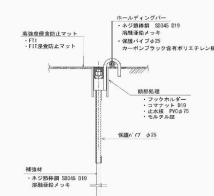


仮設工
S=1:20



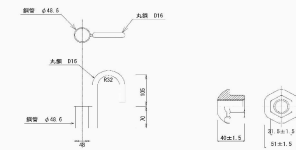
ラワン合板
3.0/1.820=1.65≈2枚
1.82×0.91×0.12=0.40m3

法面保護材と法面補強工の詳細図

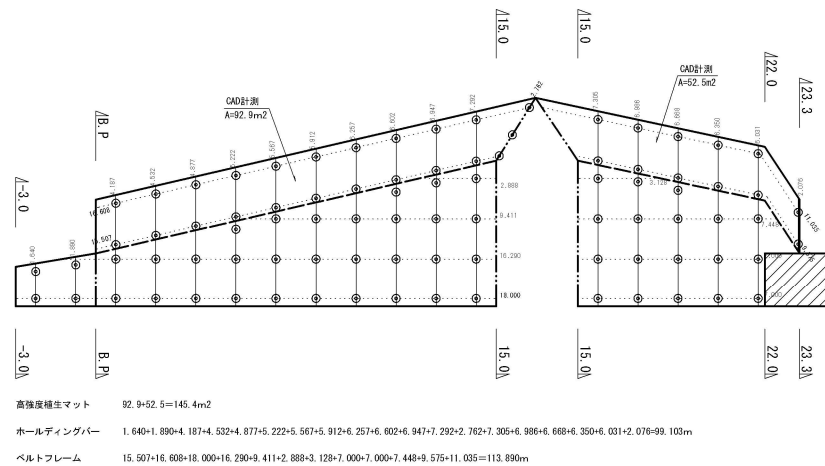


フックホルダー等

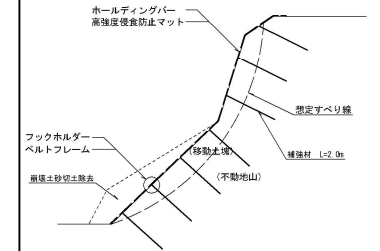
押えナット等



展開図
S=1:100



標準断面図
S=1:100



設計数量

高強度植生マット:	145.4m2
鉄筋挿入直打ちL=2.0m:	87本
ホールドイングバー:	99.1m
ベルトフレーム:	123.9m
ブラ杭 250:	507本

※法面部分は保護シートにより養生すること。

実施設計図

工 事 名	令和7年度 塩屋浦地区県単急傾斜地崩壊対策工事
地 区 名	塩 屋 浦 地 区
工事箇所	阿 久 根 市 脇 本 地 内
図面種類	平面図・横断面図・展開図・詳細図・仮設工
縮 尺	各 図 参 照
図面番号	全 1 葉 第 1 号